平成２５年（フ）第４号
大分県玖珠郡玖珠町大字四日市186番地
債務者　室田　千鶴
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第２３１号
新潟県長岡市平島３丁目226番地　山崎ハイツ102号室
債務者　大塚　　猛
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
新潟県長岡市平島３丁目226番地　山崎ハイツ102号室
債務者　大塚　智子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２号
新潟県南魚沼市六日町619番地６
債務者　鹿嶋　一江
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
北海道帯広市西15条南41丁目11番10号
債務者　荒木　　修
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２７１５号
横浜市磯子区馬場町４番13号　高橋ハイツ201号
債務者　樋口亜由美（旧姓川脇）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４号
横浜市金沢区六浦４丁目３番18号　パークハイム102
債務者　吉野　　満
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６号
神奈川県藤沢市今田455番地の１　サニーコーポＩ204号
債務者　西澤　えみ
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８号
横浜市瀬谷区阿久和西１丁目８番地　阿久和団地４棟422号
債務者　大串匡沙子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５２号
神奈川県大和市渋谷１丁目９番地14　コスモスクエア103
債務者　初見　　涼
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３号
神奈川県大和市渋谷１丁目９番地14　コスモスクエア103
債務者　初見　麻美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９３号
横浜市戸塚区上矢部町546番地３　コーポすみれ102号
債務者　和田　　宰
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５号
東京都八王子市子安町１丁目36番６号ハイムときた103号
債務者　時田　恭子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０号
東京都東村山市萩山町２丁目２番地萩山団地８―502
債務者　菅原　房江
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３６２号
最後の住所鹿児島県鹿児島市宇宿町1726番地の301
破産者　被相続人亡佐藤正弘の相続財産
1　決定年月日　平成25年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７４号
三重県三重郡菰野町大羽根園青葉町16番地20
破産者　津江　良孝
1　決定年月日　平成25年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係